

# 平成29年度の保育料（月額）

## 教育標準時間認定の子ども（1号認定）

階層区分	世帯の課税状況		保育料 (1人につき)	下記軽減①～③の 対象となる階層		
				①	②	③
				A	生活保護世帯等	0円
B	市町村民税	非課税世帯	1,000	○	-	○
		均等割額のみ課税世帯	2,700			
C	市町村民税	48,600円未満	5,500	○	-	○
		48,600円以上 55,700円未満	7,700			
		55,700円以上 59,200円未満	9,800			
		59,200円以上 77,101円未満	12,600			
D	所得割の課税世帯	77,101円以上 211,201円未満	18,300	-	○	-
E	所得割の課税世帯	211,201円以上	22,900	-	-	-

## 保育認定の子ども（2・3号認定）

階層区分	世帯の課税状況		保育料 (1人につき)				下記軽減①～③の 対象となる階層		
			3歳以上児		3歳未満児				
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	①	②	③
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	-	-	-	
B	非課税世帯	2,400	2,400	3,500	3,500	○	-	○	
C	均等割額のみ課税世帯	6,500	6,400	9,500	9,400	○	-	○	
D	市町村民税	48,600円未満	9,400	9,300	12,400	12,200	○	-	○
		48,600円以上 55,700円未満	13,100	12,900	16,200	16,000	○	-	○
		55,700円以上 59,200円未満	16,600	16,400	19,100	18,800	△	□	○
		59,200円以上 79,500円未満	21,500	21,200	23,600	23,200	-	○	☆
		79,500円以上 97,000円未満	23,400	23,100	29,500	29,000	-	○	-
		97,000円以上 106,800円未満	25,300	24,900	35,100	34,600	-	○	-
		106,800円以上 133,600円未満	26,100	25,700	39,500	38,900	-	○	-
		133,600円以上 169,000円未満	27,800	27,400	42,700	42,000	-	○	-
		169,000円以上 301,000円未満			45,400	44,700	-	-	-
		301,000円以上			46,300	45,600	-	-	-

△＝市町村民税の所得割額が57,700円未満が対象  
 □＝市町村民税の所得割額が57,700円以上が対象  
 ☆＝市町村民税の所得割額が77,101円未満が対象

### ○ 保育料の軽減について

#### (1) 第2子以降の保育料について

- 1号：小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。  
 （小学校就学前までの子どもについては、保育施設等<sup>\*</sup>を同時利用している場合に対象となります）
- 2・3号：小学校就学前までの範囲において、保育施設等<sup>\*</sup>を同時利用している最年長の子どもから順に第2子については2分の1相当額（第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額）、第3子以降については0円になります。

<sup>\*</sup>保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、児童心理治療施設、児童発達支援（金沢こども医療福祉センター児童発達支援そよかぜ、わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe、きよかわまち等）及び医療型児童発達支援を行う施設

- ・適用を受けるときは、在籍（契約）証明書の提出が必要です。 ※証明書様式は、保育所及び認定こども園にあります。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

上記の年齢範囲にかかわらず、下記の①及び②に該当する世帯は保育料が軽減されます。

1号のB・C階層、2・3号のB階層～市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯・・・①

最年長の子どもから数えて、第2子以降については0円になります。

1号のD階層、2・3号の市町村民税の所得割額が57,700円以上～D8階層で18歳未満（平成11年4月2日以降の生まれ）の子どもが3人以上いる世帯・・・②

18歳未満の最年長の子どもから順に、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。

#### (2) 母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について・・・③

- 1号 B階層世帯：0円  
 C階層世帯：生計を同一にする最年長の子どもから順に、第1子については2分の1相当額（上限3,000円）、第2子以降については0円
- 2・3号 B階層世帯：0円  
 C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯：生計を同一にする最年長の子どもから順に、第1子については2分の1相当額（3歳以上児は上限6,000円、3歳未満児は上限9,000円）、第2子以降については0円

### 注 (1) 適用年齢について

3歳以上児：平成23年4月2日～平成26年4月1日に生まれた子ども 3歳未満児：平成26年4月2日以降に生まれた子ども

### (2) 税額控除等について

課税状況の欄の市町村民税の額については、主に寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

### (3) 算定期間について

平成29年4月から8月までは平成28年度の市町村民税にもとづき算定し、平成29年9月から平成30年8月までは平成29年度の市町村民税にもとづき算定します。